

札幌市緑の審議会について

平成 26 年 6 月 みどりの推進部

札幌市緑の保全と創出に関する条例（平成 13 年条例第 6 号）により、その権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて緑の保全及び創出に関する重要事項を調査審議する（条例 § 38）。

○ 会長及び副会長（規則 § 66）

審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

○ 会議（規則 § 67）

- ・ 会長は、審議会の会議の議長となる。
- ・ 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- ・ 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【審議事項】

1 緑の基本計画の策定・変更（条例 § 8）

札幌市では、市域における緑の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため緑の基本計画を策定している（現在の緑の基本計画は、平成 23 年 3 月に策定）。

2 緑保全創出地域の指定・変更・解除（条例 § 10）

札幌市では、緑豊かな都市環境の保全・創出を図るため、市内全域を「山岳地域」、「里山地域」、「里地地域」、「居住系市街地」、「業務系市街地」に種別化し、土地利用の行為に当たり、それぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を義務付けている。

3 保存樹木等の指定・解除（条例 § 24）

札幌市では、樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するため必要なものを、保存樹木又は保存並木として指定している。

4 風致保全方針の策定・変更、風致地区の種別の指定・変更・解除（条例 § 25、§ 28）

- (1) 札幌市では、自然的環境の骨格をなす山並み、丘陵、河川及び市街地に残る緑地を中心とした緑豊かな環境を風致地区として指定している。
- (2) 風致地区は、その特性に応じて第 1 種から第 4 種までの区分に種別化しており、風致を保全・創出するため、風致地区の種別の考え方や、風致地区内で行われる建築物の建築などの行為に対する許可基準の考え方等を取りまとめた風致保全方針を策定している。

5 緑化推進計画の認定・変更、緑化推進地域の指定・変更（条例 § 35）

- (1) 札幌市では、地域での緑化に取り組む町内会など、緑の保全と創出を図ることを目的に活動している団体を緑化推進協議会として認定している。
- (2) 緑化推進計画とは、緑化推進協議会が作成する緑の保全と創出に関する計画で、緑化推進地域は、緑化推進協議会が緑化推進計画に基づき活動する地域をいう。

6 緑の保全及び創出に関する重要事項（条例 § 38）

市長の諮問に応じて、当該事項を調査審議し答申する（例：市街地の緑の在り方、緑化重点地区指定の考え方等）。